

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 19/2565
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนในพื้นที่เขตพัฒนาเศรษฐกิจพิเศษชายแดน
非公式訳
投資委員会布告
第 19/2565 号
件名：特別経済開発区における投資奨励措置

投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

特別経済開発区における投資奨励を継続的に行い、地方レベルと地域レベルの両方で徹底的に社会的・経済的地方分散を推進するべく、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、および第 35 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 特別経済開発区とは、特別経済開発区政策委員会が特別経済開発区を指定し、その地域を投資奨励対象地区とする地域の事である。

第 2 項 巻末の業種表にて特別経済開発区における対象業種を定める。

第 3 項 対象業種である場合は、下記のように恩典を付与する。

- 3.1 機械の輸入税を免除する。
- 3.2 投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%を上限とし、法人所得税を 8 年間免除する。
- 3.3 法人所得税免除期間満了後、投資による純利益を対象とし、さらに 5 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。
- 3.4 事業による収入が発生した日から輸送費、電気代、水道代の 2 倍を 10 年間控除する。
- 3.5 通常の減価償却以外に、インフラの設置費または建設費の 25%を控除する。
- 3.6 輸向向け製造用原材料および必要資材の輸入税を 5 年間免除する。
- 3.7 税制以外の恩典

第 4 項 対象業種である場合は、以下の通り。

- 業種 5.2.5 公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造、および建設資材の製造
- 業種 5.4.15 ボディケア製品の製造、例：石鹸、シャンプー、歯磨き、化粧品
- 業種 6.4.2 消費生活用のプラスチック製品の製造、例：プラスチック梱包
- 業種 6.6.7 パルプまたは紙からの製品の製造、例：紙箱
- 業種 7.2.4 工場、および/ または倉庫のための建物開発

下記のように恩典を付与する。

- 4.1 機械の輸入税を免除する。

- 4.2 投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%を上限とし、法人所得税を 8 年間免除する。
- 4.3 事業による収入が発生した日から輸送費、電気代、水道代の 2 倍を 10 年間控除する。
- 4.4 通常の減価償却以外に、インフラの設置費または建設費の 25%を控除する。
- 4.5 輸向け製造用原材料および必要資材の輸入税を 5 年間免除する。
- 4.6 税制以外の恩典

第5項 投資委員会布告第9/2565号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に基づく一般業種である場合は、下記のように恩典を付与する。

- 5.1 機械の輸入税を免除する。
- 5.2 法人所得税免除期間を通常より 3 年追加する。ただし合計 8 年間までとする。
- 5.3 法人所得税が 8 年間免除される A1 または A2 に該当する業種の場合、法人所得税免除期間満了後、投資による純利益を対象とし、さらに 5 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。
- 5.4 事業による収入が発生した日から輸送費、電気代、水道代の 2 倍を 10 年間控除する。
- 5.5 通常の減価償却以外に、インフラの設置費または建設費の 25% を控除する。
- 5.6 輸出向け製造用原材料および必要資材の輸入税を 5 年間免除する。
- 5.7 税制以外の恩典

第 6 項 ナラティワート県特別経済開発区に立地する場合は、投資委員会布告第 20/2565 号「南部国境地域における投資奨励措置」または投資委員会布告第 21/2565 号「南部国境地域におけるモデル都市企画に基づく投資奨励措置」に基づく恩典を付与する。

尚、仏暦 2566 年（2023 年）1 月 3 日より有効とする。

発布日：仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー
(プラユット・チャンオーチャー)
首相
投資委員会委員長

特別経済開発区における投資奨励措置に基づく
対象業種表および条件

対象業種	条件
(1) 農業、漁業および関連事業	
1.1.2 動物の繁殖または飼育	最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、換気システム、自動給水給餌システム、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システム、および環境への影響を予防・軽減するシステムなど。
1.1.3 屠殺	最新製造技術を使用すること。例えば、動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、冷却システム、異物検査など。
1.1.4 深海漁業	法人所得税免除の恩典を使用する前に、水産局発行のタイ国水域外における漁業許可書を取得すること。なお、操業開始期限日までに許可書を取得すること。
1.2.1.2 加工澱粉 (Modified Starch) または特殊な植物からの製粉	
1.2.1.3 生澱粉の製造 (Native Starch or Native Flour)	1. 水の再利用、大気汚染防止などの環境に配慮した技術を用いること。 2. 操業開始期限日までに ISO 14000、またはその他同等の規格など、環境規格の認証を取得すること。
1.2.2 植物または動物からの油脂の製造	
1.2.4.1 天然ゴムからの製品の製造	原材料として使用される天然ゴムの量は、プロジェクト内の原材料使用量の 51% 以上であること。
1.2.4.2 基礎ゴム加工	
1.2.5 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物 (Food Additives)、食品調合物 (Food Ingredients)、または栄養補助食品 (Dietary Supplement) の製造	砂糖およびアルコール飲料を奨励対象外とする。
1.2.6.4 医療食品 (Medical Food) の製造	1. 砂糖およびアルコール飲料を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA)、またはその他同等の機関により医療食品を登録すること。

対象業種	条件
1. 2. 8. 3 国際規格の認証を取得した動物用飼料または飼料成分の製造	操業開始期限日までに、害分析重要管理点（Hazard Analysis and Critical Control Points：HACCP）、適正製造規範（Good Manufacturing Practice：GMP）など、国際規格の認証を取得すること。
1. 2. 9 農産品、農業の副産物あるいは残り屑からの製品あるいはパッケージ、または農業の副産物、残り屑あるいは廃棄物からの原材料からの製品の製造	
1. 2. 10. 1 農産品からの燃料または医療用アルコール（Pharmaceutical Grade）の製造	
1. 2. 11. 2 天然エキスの製造、または同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造	同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造は、法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従いハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局（Food and Drug Administration）またはその他同等の機関に登録をすること。なお、操業開始期限日までに登録をすること。
1. 2. 11. 3 天然エキスの抽出プロセスを有しない天然エキスからの製品またはハーブ製品の製造	1. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従いハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局（Food and Drug Administration）またはその他同等の機関に登録をすること。なお、操業開始期限日までに登録をすること。 2. 操業開始期限日までに、適正製造規範（Good Manufacturing Practice：GMP）など、ハーブ製品製造工場向けの規格の認証を取得すること。
1. 3. 1 植物または動物の品種改良（バイオテクノロジー事業の範囲外の場合）	農業・協同組合省の政策によるセンシティブ項目に該当する植物の品種改良は、登録資本金の 51%以上をタイ国籍者が保有すること。
1. 4. 2 乾燥植物およびサイロ	
1. 4. 3. 2 近代技術を使用する農産物および農産品の品質選別および保存	1. 種子用色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、種子コーティング、ガス置換包装（Modified Atmosphere Packaging：MAP）、雰囲気制御包装（Controlled Atmosphere Packaging：

対象業種	条件
	CAP)、低温貯蔵 (Cold Storage)、冷凍 (Freezing) などの近代技術を使用すること。 2. 米の品質選別を奨励対象外とする。
1. 4. 3. 3 近代技術を使用する米の品質選別および保存	
1. 4. 4. 2 その他の場合の冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸	
1. 4. 5 農産物取引センター	1. 土地面積は 50 ライ以上であること。 2. 全面積の 60%以上が農産品に関する業務あるいはサービスであり、中に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有すること。 3. 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供すること。
(2) 医療用品の製造および医療サービス	
2. 1. 1. 1 不織布 (Non-Woven Fabric) の製造	
2. 1. 1. 2 不織布 (Non-Woven Fabric) から衛生製品 (Hygienic Products) の製造	
2. 1. 2. 1 ハイリスクまたはハイテク医療用機器である医療用器具・機器の製造	
2. 1. 2. 2 その他の医療用器具・機器の製造	布や様々な繊維からの医療用器具・機器の製造を奨励対象外とする。
2. 1. 2. 3 布や様々な繊維からの医療用器具・機器の製造	1. ガウン、ドレープ、帽子、マスク、ガーゼ、脱脂綿など布や様々な繊維からの医療用器具・機器を製造すること。 2. ガーゼや脱脂綿を製造する場合、原綿や綿糸から開始すること。
2. 1. 2. 4 医療用器具・機器の部品の製造	操業開始期限日までに、ISO 13485、またはその他同等の医療用器具・機器規格の認証を取得すること。
2. 1. 4. 1 ターゲット医薬品の製造	1. 奨励申請日に保険省が発表したターゲット医薬品リストに含まれる薬品を製造すること。 2. 操業開始期限日までに、医薬品査察共同スキーム (PIC/S) に基づく適正製造規範 (Good Manufacturing Practice : GMP) 製造所基準の認定を取得すること。

対象業種	条件
2.1.4.2 現代医薬品の製造	操業開始期限日までに、医薬品査察共同スキーム（PIC/S）に基づく適正製造規範（Good Manufacturing Practice：GMP）製造所基準の認定を取得すること。
2.2.1.1 専門医療センター	1. 不足分野、即ち、心臓関連（冠状動脈疾患、心臓手術、心不全）、癌疾患（化学療法、放射線療法）、腎臓疾患（人工透析センター）、理学療法、および精神科の専門医療センターとする。 2. 人材採用の適切な計画を持つこと。 3. 委員会が同意した道具と器材を所有すること。 4. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、病院運営ライセンスを取得すること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。 5. 資格基準規則または保健省のその他の関連基準を満たさなければならない。 6. サービスの展開、および市民のアクセスを考慮しなければならない。 7. プロジェクトに直接関係のない他のサービスを受ける患者または人々に医療機器または器具を使用することを許可する。ただし、その収入は、法人所得税恩典付与の対象となるプロジェクトの収入として計算されない。
2.2.1.3 タイ伝統医療または応用タイ伝統医療センター	1. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、病院運営ライセンスを取得していること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。 2. 資格基準規則または厚生省のその他の関連基準を満たさなければならない。
2.2.2.2 健康回復センター	1. 回復およびリハビリテーションに医療技術を使用すること。ただし、薬物中毒者の回復は含まない。 2. 継続的な健康回復プログラムを設けること。そして、サービスを受ける人のための宿泊施設を設けること。
(3) 自動車、機械、およびその部品の製造	
3.1.2 機械、その備品、部品の製造および/ または金型の修理	部品成型および/ またはエンジニアリングデザイン工程を有すること。
3.1.3 機械組み立ておよび/ またはその備品の組み立て	委員会が同意した組み立て工程を有すること。

対象業種	条件
3.4.4 ユニバーサルエンジンまたはその備品の製造	
3.5.5 乗り物のゴムタイヤの製造	
3.5.17 その他の乗り物部品の製造	
3.7 オートバイの製造（総排気量が248cc. 未満のものを除く）	1. 自社で行うかまたは他社に外注するかを問わず構造的な溶接組立工程および吹付塗装工程を有すること。 2. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に提出し、同意を得ること。
(4) 電子・電気機器の製造	
4.2.4.3 フレキシブルプリント基板、多層プリント基板またはその部品の製造	
4.2.4.4 フレキシブルプリント基板またはその部品の製造	
4.2.5.3 一般プリント回路板組立（PCBA）または同一プロジェクトにPCBAの製造工程を有す製品の製造	
4.2.7.3 HDD および／またはその主要部品	1. HDD および／またはスピンドルモータ、サスペンション、ヘッドジンバルアセンブリ、ボイスコイルモーターなどの主要部品を製造すること。 2. Top Cover または Base Plate または Peripheral の製造を奨励対象外とする。 3. 既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
4.2.7.4 HDD の他の部品の製造 例：Top Cover、Base Plate、Pin、および Filter	
4.2.7.5 外付け HDD および USB フラッシュドライブなどの他の記憶装置の製造	
4.2.14.2 オーディオビジュアル製品（Audio Visual Product）およびその部品の製造	
4.2.15.2 事務用電子機器およびその部品の製造	

対象業種	条件
4.2.20 その他電子製品およびその部品の製造	
4.3.5 電気製品用コンプレッサーおよび／またはモーターの製造	プロジェクトにコイル巻き上げ工程またはステーターもしくはローターの製造工程を有すること。
4.3.6 その他電気製品、電気機器、およびその部品の製造	
(5) セラミックス製品、金属、および材料の製造	
5.2.2.3 セラミックス製品の製造	成形、焼成および/ またはアニール工程を有すること。
5.2.3 耐火材および断熱材の製造（軽量ブロックを除く）	
5.2.5 公共事業用建設資材およびプレストレスト・コンクリートの製造	法人所得税を通常税率の 50%で減税しない。
5.4.15 建設用もしくは工業用金属構造の製造（Fabrication Industry）	法人所得税を通常税率の 50%で減税しない。
(6) プラスチック製品およびパルプの製造	
6.4.1 工業用プラスチック製品およびその部品の製	プラスチック成形工程を有すること。
6.4.2 消耗品用のプラスチック製品の製造、例：プラスチック包装材	法人所得税を通常税率の 50%で減税しない。
6.4.3.1 共押出（Co-extrusion）方法による多層プラスチック包装材（Multilayer Plastics Packaging）の製造	プラスチックを 3 層以上多層化する工程を有すること。
6.4.3.2 ラミネーション（Lamination）方法または共押出ラミネーション方法による多層プラスチック包装材（Multilayer Plastics Packaging）の製造	プラスチックを 4 層以上多層化する工程を有すること。
6.4.4.1 クリーンルーム規格の認証を受けた無菌プラスチック包装材（Aseptic Plastics Packaging）の製造	法人所得税免除の恩典を使用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。

対象業種	条件
6.4.5 静電防止プラスチック包装材料 (Antistatic Plastics Packaging) の製造	法人所得税免除の恩典を使用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認定を受けること。なお、操業開始期限日までに認定を受けること。
6.4.7.2 リサイクルプラスチック顆粒、および同一プロジェクトの製品の製造	- プロジェクトのプラスチック屑使用量の割合がプラスチックの原材料の 70% 以上であること (重量比)。 - 原材料にタイ国内のプラスチック屑を使用すること。
6.5.3.2 海外からの紙屑を一部もしくは全部使用する場合はリサイクルパルプ、および同一プロジェクトの製品の製造	同一プロジェクトの製品を製造する場合は、自社製造のリサイクルパルプを 80% 以上使用すること (重量比)。
6.6.7 パルプまたは紙から作られた製品の製造、例：紙箱	法人所得税を通常税率の 50% で減税しない。
9.14 印刷物の製造	
(7) 公共施設	
7.1.1 ゴミあるいはゴミからの燃料 (Refuse Derived Fuel) による電力または電力およびスチームの製造	
7.1.2 ゴミあるいはゴミからの燃料を除き、太陽、風力、バイオマス、バイオガスなど再生可能エネルギーによる電力または電力およびスチームの製造	太陽光発電の場合は、ソーラーパネルの設置容量が各送配電ポイントで 200 キロワット以上であること。
(8) 工業団地または工業区	
7.2.1 工業団地または工業区	- タイ国籍者が登録資本金の 51% 以上の株式を保有すること。 - 土地面積が 500 ライ以上あること。 - 工場用地は、総面積の 60% 以上で 75% を超えてはならない。ただし、1,000 ライ以上の場合は、投資委員会の同意に従うものとする。 - その他の条件は以下の通り。 - 基幹道路 - 総面積が 1,000 ライ以上の場合は 4 車線あり、道幅が最低 30 メートルで、路面幅が

対象業種	条件
	最低 14 メートルであり、交通島があり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 － 総面積が 500 を超え、1,000 ライまでの場合は 2 車線あり、道幅が最低 20 メートルで、路面幅が最低 7 メートルであり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 4.2 補助道路は路面幅が最低 8.5 メートルで、両側にそれぞれ 2 メートル以上の路肩があること。 4.3 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。 4.4 廃水用の排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。 4.5 委員会の同意した方式に基づきゴミ集積、整理、処理の方法を有すること。 4.6 入居する工場は、環境影響評価報告書審査の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。 4.7 入居する工場に対し、十分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。 4.8 奨励証書発給日より 2 年以内に土地の総面積の約 25% 以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できるようにすること。
7.2.3.3 宝石・宝飾産業工業団地 または工業区	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 土地面積が 100 ライ以上であること。 3. 総面積の 40% 以上を宝石および宝飾産業関連事業にあてること。 4. 宝石または宝飾の取引の場所を設けること。 5. 十分な保安システムを設けること。 6. 会議室、展示場およびビジネスセンターを有すること。
7.2.3.4 ロジスティクス・パーク (Logistics Park)	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。

対象業種	条件
	2. 土地総面積が 200 ライ以上あり、延べ面積 50,000 平方メートル以上の販売または賃貸用の倉庫の建設に投資すること。 3. 港湾、空港、国境税関所、通関および陸上コンテナデポ（Inland Container Depot: ICD）より半径 50 キロ以内またはフリーゾーン内のいずれかに立地すること。 4. 一部または全ての面積をフリーゾーンとすること。 5. コンテナ・ヤードまたはトラックターミナルがあり、または 50 以上のコンテナを保管、預かるデポを有すること。 6. ロジスティクス・パークと国内・国際通信センターとの間に高速通信システムがあること。
7.2.4 工場および/または倉庫のための建物開発	法人所得税を通常税率の 50%で減税しない。
(9) 繊維製品、衣類、および皮革製品の製造	
9.4 リサイクル繊維（Recycled Fiber）の製造	タイ国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。
9.5 その他繊維の製造	
9.7 衣類および家庭用繊維製品の製造	
9.8 靴もしくは履物製品の製造、または皮革もしくは人工皮革からの製品の製造	
9.10 スポーツ用品またはその部品の製造	
(10) 宝石および装飾品の製造	
9.9 宝石および装飾品、あるいはその部品、原材料、プロトタイプの製造	
(11) 家具の製造	
9.12 家具またはその部品の製造	
(12) 観光支援事業	
10.8.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル	他者がサービス提供のために使用するための船のレンタルを奨励しない
10.8.2 遊覧船の乗船所サービス	船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を有すること。
10.8.3 遊園地	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 5 億バーツ以上であること。

対象業種	条件
	2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。
10.8.4 タイ芸術文化センターまたはタイ美術工芸展示場	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 3 千万バーツ以上であること。 2. プロジェクトの内容は投資委員会の承認を得ること。 3. タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有すること。
10.8.5 野外動物園	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 5 億バーツ以上であること。 2. 土地面積が 500 ライ以上であること。 3. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 4. グリーン・エリアと駐車場はそれぞれ全面積の 15%以上とすること。
10.8.6 博物館	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 3 千万バーツ以上であること。 2. プロジェクトの内容は投資委員会の承認を得ること。
10.9.2 コンベンションホール	1. 4,000 平方メートル以上の会議室用の面積を有し、最大の会議室は 3,000 平方メートル以上であること。 2. 適切な施設および設備を有すること。 3. 設計図について、委員会の同意を得ること。
10.9.3 国際展示場	1. 室内展示場が 25,000 平方メートル以上あること。 2. 全展示場に商談室を設けること。
(13) サービス事業	
10.7.1 職業訓練学校	1. デザイン研修センターなど、委員会が同意した特定の分野での技術を教える教育訓練所であること。 2. 必要な設備、実習室などを有すること。
9.16 映画制作向けサービス	映画制作向けサービスは映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション、コマーシャル制作サービスで、サービス範囲が以下のいずれか一つとする。 1. 映画撮影機および/ または映画撮影機材のレンタルサービスは、映画撮影用のカメラ、カメラ動作

対象業種	条件
	補助機、映画撮影用照明機材などの主要な機材を有すること。 2. フィルム現像・印刷、またはファイル複製サービスは、フィルム現像機、フィルム印刷機、デジタルファイルの複製機などの主要な機材を有すること。 3. 録音サービスは、デジタル録音機、デジタル音声編集機、デジタル音声ミキサーなどの主要な機材を有すること。 4. 映像技術サービスは、映画やテレビ番組用の撮影機ではできない特殊映像制作用機械・機材を有すること。例えば、編集機、デジタル合成や特殊効果の制作機などの主要機器や機械を有すること。 5. タイで撮影する海外映画制作のためのコーディネーション・サービスは、撮影許可取得のための政府機関との連絡、撮影場所探し、スタッフの手配、撮影機材の手配などのサービスを含む。 6. 標準的な室内・屋外映画撮影やテレビ番組制作スタジオのレンタルサービス。
10. 10. 7 コンテナ方式による輸出品の検査およびコンテナ積載のための施設、または、埠頭外での輸入品の検査およびコンテナ方式による輸出品の積載保管場所 (Inland Container Depot: ICD)	
10. 11. 2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。 3. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 1 億バーツ以上であること。 4. 1 カ国以上に対し物流を行うこと。また、顧客が海外に流通させた商品の管理費による収入の割合は総収入の 50% を超えること。
10. 11. 3 物流センター (Distribution Center: DC)	1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。